



状 況

●新型コロナウイルス感染症の影響によって、飲食、宿泊、小売、卸売、サービス及び旅客運輸業等の事業者の売上が減少し、これらの業種においては影響が長期にわたり継続したため、キャッシュが厳しい状況が伺えることから、特に資金力や借入余力が弱い小規模企業者に対し、固定費である家賃について支援するもの。また併せて、商業観光課内に申請相談窓口を設置するもの。

参考 小規模企業者の範囲

業種	常時雇用従業員数
運輸業、宿泊業	20人以下
卸売業	5人以下
飲食・サービス業	5人以下
小売業	5人以下

(1) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少した市内事業者を対象に家賃を補助するもの。岩手県地域企業経営支援金との併給可。

■対象事業者

令和3年7月から令和4年1月までのいずれか一月の売上高が前年、前前年同月比30%以上減少した事業者で、市内で小売業、飲食・宿泊業、サービス業、運輸業を営む小規模企業者（個人事業主含む）。

■補助額

令和3年7月から令和4年3月までの連続する3か月間における、事業者が支払う家賃の2分の1。ただし、一月当たりの上限額は10万円とする。

(2) 補正要求額 68,787千円

【積算根拠】 □450件、平均150千円（1カ月あたり50千円×3カ月）=67,500千円
□賃金等 会計年度任用職員 987千円（2名） □賃借料 受付カウンター等 300千円

(3) 申請方法

令和4年2月14日から5月31日までに、申請書等必要書類を商業観光課へ郵送する。申請書は、市HPに掲載する他、北上商工会議所、市内商業施設、金融機関等に設置。

(4) 相談窓口

申請相談の発生が想定されるため、本庁舎3F商業観光課窓口に相談窓口を設置する。相談数が多数になった場合は予約制などとする。

(R2支援実績)

名称	地域企業経営継続支援事業費補助金	地域中小企業家賃支援補助金
申請期間	令和2年5月18日から8月31日まで	令和3年1月15日から2月26日まで
対象業種	小売業、飲食・宿泊業、サービス業	小売業、飲食・宿泊業、サービス業、運輸業
交付実績	441件/67,850千円	357件/50,149千円